

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊神町駐屯地  
第401会計隊長 古 舘 良 弘

下記のとおり一般競争入札(不用物品売払)を実施するので、入札心得等関係事項を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

| 品 名                 | 規格 | 単位 | 数量    | 引取(引渡)期限                          | 代金納付期限        | 搬出場所                  |
|---------------------|----|----|-------|-----------------------------------|---------------|-----------------------|
| 廃タイヤほか40件 別紙内訳書のとおり |    | 本  | 1,486 | 代金納付の日から5日以内<br>(令和8年10月30日までに搬出) | 令和8年10月30日(金) | 陸上自衛隊神町駐屯地<br>臨時タイヤ置場 |

※確実に売払物品の確認をお願いします。

2 入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度 全省庁統一資格 東北地域の物品の買受け「C」等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 資本関係がある場合  
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。  
(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係がある場合  
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (9) 入札前までに「資格審査結果通知書」(FAX可)を提出した者

3 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (3) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出がない場合は入札参加を認めない。  
※ 誓約事項の記載要領  
「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (4) 入札書に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」の記載がない場合は入札参加を認めない。  
※ 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認したうえで記載すること。

4 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班
- (2) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」は、陸上自衛隊神町駐屯地第401会計隊契約班で閲覧できるとともに東北方面会計隊ホームページに掲載している。

5 入札説明会の日時及び場所

実施しない。  
ただし、現場(物品)確認については、令和8年8月21日まで受け付ける。(事前に、売払物品の現場担当と日時の調整をすること。)

6 入札の日時及び場所

- (1) 日 時
- (2) 場 所
- (3) 郵便入札

令和 8 年 9 月 1 日(火)10 時 00 分  
陸上自衛隊神町駐屯地 4号隊舎 2階 入札室

郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の事前承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつ印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日午後5時までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨契約担当者まで通知すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおり  
日 時: 令和8年9月4日(金)10時00分  
場 所: 陸上自衛隊神町駐屯地 4号隊舎 2階 入札室  
再度入札郵便期日については入札日前日午後5時(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日の午後5時)までとする。

## 7 落札決定方法

**消費税抜きの総額**で入札するものとし、当隊所定の予定価格以上で入札した者のうち、最高入札金額をもって応札した者を落札者とする。ただし、同価の場合は抽選により決定する。なお、輸送費等の諸経費を含むものとする。

## 8 保証金

- (1) 入札保証金： 免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除 ただし、契約者が契約不履行の場合には、違約金として契約金額の100分の10以上を徴収する。
- (3) 遅延賠償： 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

## 9 入札の無効

- (1) **第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札。**
- (2) **第3項に示す競争参加者として認めない者の行った入札。**
- (3) **入札金額、入札者氏名の記名が判明し難いもの。**
- (4) **その他入札に関する条件に違反した入札。**
- (5) **入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合。**
- (6) **現場(物品)確認をしていない者の入札。**
- (7) **電報、電話、FAX等による入札は認めません。**
- (8) **代理人で入札する場合、委任状の未提出及び入札書に、委任状に記名している代理人の記名がない入札。**

## 10 契約書作成の要否

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成提出する。
- (2) 適用を予定する契約条項は駐屯地用標準契約書不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

## 11 その他

- (1) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札がない場合は、その場で直ちに実施するので入札書の予備を持参すること。
- (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。※入(出)門は正門のみが可能です。その際、混雑する場合がありますので、時間に余裕をもって参加して下さい。
- (3) 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。
- (4) 現場以外及び官側担当者から指示された場所以外への立入りは禁止するものとする。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に関して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (6) 売払物品の引き取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任とする。
- (7) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (8) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (9) 災害事故防止  
搬出作業にあたり常に注意を怠らないようにするのはもちろん、突発事故が発生した場合は速やかに官側に報告するものとする。なお、災害事故、損害発生については全て買受人の責任とする。
- (10) 売払物品の実質重量及び状態については現物現況を優先する。
- (11) 入札書等は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページへ掲載しております。  
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/findex.htm>)
- (12) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

### ア 入札に関する事項

〒999-3797 山形県東根市神町南3丁目1-1  
陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班  
TEL:0237-48-1151(内線 5486)  
FAX:0237-47-0242

担当者：遠藤

### イ 現場(物品)確認に関する事項

陸上自衛隊神町駐屯地 業務隊 補給科  
TEL:0237-48-1151(内線 5327)

担当者：高橋